

令和 7 年 9 月 2 日

第 9 回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 9 号

令和 7 年 第 9 回 定例会

日時：令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 2 時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長

丹 羽 恵玲奈

教育長職務代理者

清 水 俊 明

委 員

小 川 賀 代

委 員

福 田 雅

委 員

中 野 円 佳

「説明のために出席した教育局職員」

教 育 推 進 部 長

吉 田 雄 大

教 育 総 務 課 長

熱 田 直 道

学 務 課 長

宮 原 直 務

教育推進部副参事

内 山 真 宏

教 育 指 導 課 長

山 岸 健

教育施策推進担当課長

藤 咲 秀 修

児 童 青 少 年 課 長

日比谷 光 輝

教育センター所長

木 内 恵 美

真砂中央図書館長

猪 岡 君 彦

「書 記」

庶 務 係 長

大 川 育 子

庶 務 係 主 査

平 手 由佳莉

令和 7 年

第 9 回教育委員会定例会

令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 2 時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 中野 円佳 委員

第 1 議事録の承認

議事録第 8 号 （令和 7 年第 8 回定例会）

第 2 議案の審議

第 6 2 号議案 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

第 6 3 号議案 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 6 4 号議案 学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

第 3 報告事項

(1) 叙勲等候補者の推薦について (資料第 1 号・非公表)

(2) (仮称) 第二青少年プラザの基本設計について (資料第 2 号)

第 4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14 : 02)

○丹羽教育長 では、定刻を過ぎましたので、第9回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、小川委員がオンラインでのご出席、そのほかの委員は対面でご出席いただいております。理事者も、全員出席しております。

本日の議事録署名人ですが、中野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第8号 (令和7年第8回定例会)

○丹羽教育長 それでは、議案日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第8号がお手元にあると思います。事前にご確認いただいておりますが、なお訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

第2 議案の審議

○丹羽教育長 次に、議案の審議ですが、議案の審議の前に、本日の会議運営についてお諮りいたします。

第62号、第63号及び第64号議案が関連性の高い内容になっております。これらにつきまして、提案説明と質疑は一括で行い、採決は個別に行うこととしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は3件ございます。

第62号議案「幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第63号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、第64号議案「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令」、これらの件について、説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第62号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則、第63号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則、第64号議案、学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

これら3議案は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正に基づく育児部分休業及び子育て部分休暇等の制度の改正に伴い、幼稚園教育職員の給与及び学校職員の出勤簿に係る規定整備を行うものでございます。

まず、第62号議案、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則について、新

旧対照表をご覧ください。第5条第1項及び第5項において、育児部分休業により勤務しない時間が生じた場合の期末手当の欠勤等日数換算における取り扱いを定めるとともに、文言整理を行います。

次に、第63号議案、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について、新旧対照表をご覧ください。第5条第1項、第5項、第6項及び第7項において、育児部分休業及び子育て部分休暇により勤務しない期間が生じた場合の勤勉手当の欠勤等日数換算における取り扱いを定めるとともに、文言整理を行います。

次に、第64号議案、学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部を改正する訓令についてご説明いたします。本案は、育児部分休業や子育て部分休暇を初めとした休暇及び休業制度の改正に基づき、学校職員の出勤簿における記載を整理するものでございます。資料19ページ以降の新旧対照表をご覧ください。別表一及び二において、現行の休暇・休業制度に合わせ、出勤記録及び出勤簿の記載を整理いたします。

最後に、これら3議案の施行期日はいずれも令和7年10月1日とし、第64号議案は令和7年4月1日に遡り適用します。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 64号議案の中で、（県費負担教職員に限る）というのが幾つか出ていますのだけれども、これについて説明していただければと思います。

○丹羽教育長 資料の3ページの項目の中に（県費負担教職員に限る）と出ているところですが、ここの意味は何ですかということです。

○教育指導課長 「県費」ということなので、県の負担で行っている担当の教職員に限るとなっていると思います。

○丹羽教育長 教員給与を都が負担していますので、そのことを「県費負担教職員」と呼んでおります。都が採用して区立の小学校、中学校などで働いている、そういう意味です。

○清水委員 都でも「県」なんですね。

○丹羽教育長 そうですね。それでも県費と。

○教育指導課長 東京都の場合は「都費」という言い方を。

○丹羽教育長 そう言うときもあります。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。小川先生もよろしいですか。

それでは、個別にお諮り申し上げます。

まず、第62号議案について、お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 続いて、第63号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 続いて、第64号議案につきまして、お認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 叙勲等候補者の推薦について

○丹羽教育長 次に、報告事項に入らせていただきます。本日は2件です。

(1)「叙勲等候補者の推薦について」。この件について、説明をお願いします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、叙勲等候補者の推薦についてご報告いたします。本件は、現在推薦段階であることから、資料の取り扱いについては非公表とさせていただきます。このため、傍聴者の方にはこの資料はお配りしておりませんので、ご了承くださいますようお願いいたします。したがいまして、この場で候補者の氏名等の読み上げは割愛させていただきますが、推薦候補者につきましては、資料に記載のとおりとなります。よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

○中野委員 職歴等がすごく長い方もいれば、賞によっては短いんですけれども、こういった基準で選ばれるものなのでしょうか。

○教育総務課長 それぞれの表彰で、いろんな基準、職歴の長さとか年齢とかが決まっております。賞によって違うところがありますので、この違いが出ているところです。

○丹羽教育長 短い方は若手とかでしたっけ。

○教育総務課長 例えば、下のほう、4年というのがありますけれども、この表彰は東京都在職6年未満の者というのがその要件にありますので、短い。幾つか要件があるのです。東京都在職6年未満の者、10年以上で管理職を除く45歳未満の者、在職10年以上で管理職を除く45歳以上の者、東京都在職10年以上で管理職にある者、それから学校グループ、この5つがありまして、これのどれかに該当していれば、推薦基準は満たすことになりますので、在職年数とかは幅広い方がいるという形になります。

○中野委員 学校側から推薦があつてという形でやられているのでしょうか。

○教育総務課長 教育委員会の事務局で推薦する形になります。事務局のほうでその推薦者を選定してという形になります。

○丹羽教育長 よろしいですか。小川先生もよろしいですかね。

(2) (仮称) 第二青少年プラザの基本設計について

○丹羽教育長 次の報告事項に移りたいと思います。(2)「(仮称) 第二青少年プラザの基本設計について」です。

○児童青少年課長 (仮称) 第二青少年プラザの基本設計について、ご報告をいたします。

大塚一丁目にありました旧大塚地域活動センターの跡地に建設する(仮称)第二青少年プラザについてです。用途地域、建物概要については記載のとおりとなります。

2ページにお進みください。5「全体イメージ」になります。外観と館内の特色となる2階のだんだんスペースのイメージ図を記載しております。

次に、3 ページにお進みください。6 「計画の特徴」です。ここでは、設計の主な特徴を記載しており、周囲の環境への調和、敷地の特性を生かした機能配置、充実した活動空間の提供など、中高生が利用しやすい建物となるよう計画をしまいにいます。また、6)「環境に配慮した施設づくり」にありますとおり、ZEB Ready 認証の取得を目指してまいにいます。

4 ページにお進みください。7 「配置・平面図」になります。4 ページ目の上の図が1 階、下が2 階、次ページ以降に3 階、4 階、地下1 階の順にお示ししてまいます。まず、1 階と2 階ですが、大きく開放的な談話室の中に囲まれ感のある小さなスペース、だんだんスペースなどを緩やかにつなげて、さまざまな居場所をつくってまいます。

5 ページにお進みください。こちらが3 階と4 階になります。まず、3 階ですが、今の b-lab でもニーズの高い音楽スタジオに加え、木工室、工作室を配置し、子どもたちがみずから工夫して取り組める活動空間を整備いたします。4 階は、自習室を設け、比較的落ちついた活動の場を提供します。

6 ページ目にお進みください。地下1 階は、軽運動室を設け、ダンスや演劇、バスケットボールのフリースローなどの活動を想定してまいます。

このように、地下1 階の軽運動室から4 階の自習室まで、立体的な活動のグラデーション、下から上へ、動から静となるような構成としてそれぞれの活動の独立性と緩やかなつながりをつくってまいます。

最後に、1 ページにお戻りください。4 「今後のスケジュール（予定）」についてです。10 月に近隣向けに建設工事についての説明会を開催し、11 月より埋蔵文化財調査を進め、12 月に実施設計を完成させる予定になってまいます。その後、建設工事を進め、令和 10 年度の開館を目指してまいます。

説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

○中野委員 第一青少年プラザが b-lab なんのでしょうか。第二青少年プラザというのは、今までなかったのができるんですか。

○児童青少年課長 今、湯島にある青少年プラザが b-lab と呼ばれているものです。そちらのニーズも高いもんですから、今回新たに（仮称）第二青少年プラザを建設するものでございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

○清水委員 b-lab は非常に好評で運営されていると思うんですけども、その中で何か問題点があって、それを参考にして今回新たに作ったものとか改良したものがあれば、教えてください。

○児童青少年課長 こちらの設計の中でも、今の b-lab を利用している中高生からの意見もいろいろ伺ってきたところです。今の b-lab はワンフロアで、比較的落ちついた空間が相対的にないというところもございまして、自習室、落ちついた空間が欲しいというお声をいただいて、今回4 階に自習室をつくったという経緯もございまして。イメージ図でお示ししただんだんスペースも、シアタールームがあったほうが良いというご意見もありましたので、そういった意見も反映しながら今回設計している状況でございまして。

○中野委員 今回の b-lab もそうなんですが、放課後に利用されるのがメインということでしょうか。

○児童青少年課長 そうですね。基本的には放課後。学校と自宅とそのほかに第三の居場所というコンセプトですので、基本的には放課後を想定しております。

○中野委員 これは、例えば自習室だと何人ぐらい座れるようなイメージなんですか。

○児童青少年課長 その細かいところまで、これから詰めるところですけども、あまりぎゅうぎゅう詰めになってもいけませんので、このスペースの中でルール、運用を考えていきたいと考えております。

○清水委員 ZEB Ready 認証を説明していただいてよろしいでしょうか。

○児童青少年課長 こちらは脱炭素化の取り組みで、設計の中で取り組んでいるところです。エネルギー消費量が 50%以上低いというところが ZEB Ready の取得になりますので、そういったエネルギー消費の基準値と比較して 50%以上低い設備を今、想定しています。例えば、空調設備であれば、省エネ性能の高い電気ヒートポンプマルチエアコンの導入であったり、人感センサーを設置してトイレ、倉庫などの消し忘れによる消費電力を抑えたり、屋上には太陽光パネルを設置して、再生可能エネルギーを利用するといったところも含めて検討しているところです。

○福田委員 参考までに教えていただきたいんですけど、b-lab は一体どういう層の子たちか。周辺の中学校の利用率とか、どういう子たちにこういうニーズがあって利用されているという何となくのトレンドがありましたら教えていただけたらと思います。

○児童青少年課長 今回の湯島の b-lab が 10 年目を迎えるところなんですけれども、ロコミ等でだんだん多くなって、年間を通して延べ 3 万人が利用している状況です。立地の関係で、今の b-lab に近い中学校、高校。高校生は電車に乗ってくる場合もございますけれども、中学でいえば、例えば相対的には六中とか本郷台中の利用者が多い状況です。今の立地で、例えば江戸川橋の中学生、高校生が、来ていないことはないのですけれども、来づらいというお声もいただいておりますので、こういったところで第二青少年プラザを建設しようとしているところです。

○福田委員 文京区の中学生は結構忙しいと思う。塾もあるし、部活動もそれなりにあると思うのです。もちろん、地理的には今言った中学校の生徒さんはイメージがつくのですけれども、どういう生徒さんにニーズがあるのか、実はあまりイメージが湧かなくて、教えていただけたらと思います。

○児童青少年課長 いろんな中高生が活動しています。例えば、音楽活動であったり、b-lab の中でクラブ的なものを立ち上げてそこで活動している、そういったところで利用者がどんどんふえています。ホールでダンスをしたり、コーラスをしたり、バンド活動をしたり、いろんな個別の活動をしている状況になります。ですから、部活をやってから来るというパターンもなくはないと思いますけれども、基本的にはそういった活動をしにいらっしゃる。あとは 1 人で黙々と何かに取り組むスペースもございますので、そういったニーズを捉えて今、運営しているところです。

○丹羽教育長 バンド活動のスタジオが借りられるんです。だから、バンドをやっている子とか、b-lab でバンドを組んだ子もいるのです。そういう子たちが練習できる。あと、ホールに鏡がついていて、そこでダンスを練習している子とかもいます。

○福田委員　そういう意味で、部活動にかわる地域のコミュニティ。

○丹羽教育長　部活の子がそれとは別に練習している場合もありますし、個人的にやっている子たちもいるのかなという感じです。

○教育推進部長　私も昨年度行われた 10 周年の基調講演ですとか、今までここで活動していて、それを卒業した人とか、現在リーダー格で実際に活動している当該の人たちのお話を聞く機会があったのです。課長が説明したことがほとんどなんですが、学校でもない、家庭でもない、第三の居場所として、例えば学校ではこんな自分だけど、b-lab に来ると、学校ではない、そのつながりもできて、新たな自分が発見できて、そこでいろんな活動をすることによって、例えば自分はリーダーになるような性格では全然ないと思っていたんだけどリーダー的な役割を発見できた、大人ではない、完全な上から目線ではない斜め上の、今事業を運営している職員の人たちとの交流もあって、家庭でもない、学校生活でもないところでの新たな自分の発見だとか活動といったところが魅力的だということで、徐々に口コミで広がっていったのではないかというお話も伺いました。

○福田委員　なぜ伺ったかというのと、第二ができるぐらいなので、きっと明確なニーズというものがあってのことだと思ったのですが、自分で利用したことがない者にとっては、それがわかりづらくて、より多くの人にこのニーズというかこの必要性をわかってもらうという意味では、僕自身も一回聞いてみたいと思って質問した次第です。

○丹羽教育長　ほかにいかがでしょうか。

○中野委員　私も福田委員の質問でイメージがようやく湧いてきました。逆に言うと、文京区の全てのエリアからこの 2 カ所がすごくアクセスがいいわけでもないと思うのですが、もっと別の地域、第三もあり得るかというのがもう一つの質問です。

ただ、例えばスポーツセンターとか中学校を開放していたりもするじゃないですか。そういう既存の施設の開放だと、すくい上げられていないということなのかなとも思ったのです。中高生にとって、青少年プラザに限らず、もう少し使える場所をふやしていこうという動きはあるのか、教えてもらえますでしょうか。

○児童青少年課長　やっと 2 つ目に着手したところですので、その先というところは、現時点ではまだわからないところがあるのですが、やはり今後のニーズによってそういった選択肢を考えていくことにもなるかもしれないというのが現状です。そのほかの居場所という意味では、今年度オープンした AQUABASE が後楽にあるのですが、これも中高生の居場所ということで取り組んでおります。そういった青少年プラザではない居場所も、ニーズ等を見ながら必要な場所の提供というところを考えていくべきだと現状では思っているところです。

○教育推進部長　今、課長が答弁したとおりなんですけれども、我々教育局として整備しているのは、この第二青少年プラザが 2 つ目です。あとは、先ほど私が福田委員のところで説明したとおり、学校とか家庭ではない、いろんなところで自分を発見したいみたいなのところがある。もう一つが、今の b-lab だと、すごく活発な方たちが集まっちゃって、何もしないでぼーっとしていたいとか、自分で 1 人になれるところが欲しいというようなアンケートも、たしかあった。そこで、今回の設計思想の中では地下がすごく活発的なホールになっていて、運動もできるところから、最後は自習室みたいなのところでいろんなことができるという設計思想で、そういったことに取り組んで、今ま

での b-lab とは違う、課長は地理的な話をしましたけれども、そうではない子どもたちの第3の居場所となるような形を設計思想の中に入れて展開していきたいと考えております。

図書館についても、今までは閲覧室ということで、図書を借りて、そこで閲覧するというのが建前でしたけれども、そうではなくて、自習室的な使い方もできるような形での運用も、図書館としてこれから進めていきたいと考えておりますので、教育局としてもそういった形で幅広い層の青少年といった方たちの活動をサポートしたいと考えております。

○丹羽教育長　ことしオープンした AQUABASE も、静かに1人で自習したり、ゲームしていてもいいんですけど、そういうことができるちょっとしたスペースなんですね。小学生までは児童館に行きやすいですが、中高生向けにということで、青少年プラザということになっております。

○福田委員　これだけの多くの利用者がいらっしゃるので、非常に有意義だと思うんですけど、その利用者の情報は学校側と共有するんですか。

○児童青少年課長　定期的に何かというところはないですけども、出張マナビ場というところで、出張して b-lab の事業を学校の体育館でやったりというような取り組みは今もやっているところでございます。何かあればまたアプローチして中学校と高校と適宜やっていますけれども、そういった形ですかね。型にはまって定期的に何かあるかという、そこはあまりないですね。

○福田委員　絶対共有したほうがいいとも思わないですし、することに障害もあると思うんですけども、今、学校が部活動もやれなくなっている中で、放課後の生徒の動きは学校側も知るすべがなく、それだけの地元の中学生の子たちがここに集っているという情報は、学校側にとっても有意義なのかなとちょっと思ったので、どのレベルで情報共有しているのかなというのを聞いてみた次第です。

○丹羽教育長　ほかに何かご質問とかご意見、ありますでしょうか。よろしいですか。小川先生もよろしいですか。

そうしましたら、報告事項については終わります。

第4　その他の事項

○丹羽教育長　用意した案件はここまでですので、第4、その他の事項。何かございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、第9回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14 : 33)

令和 7 年 9 月 2 日

議事録署名人

教育長

委員